

尚絅大学短期大学部履修規程

(目的)

第 1 条 この規程は、尚絅大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 11 条第 3 項の規定に基づき、尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）学生の履修に関し必要な事項を定める。

(授業科目の履修)

第 2 条 学生は、教養科目及び専門教育科目を履修しなければならない。

(授業科目及び履修方法)

第 3 条 授業科目は、学則第 11 条別表第 1（総合生活学科）、別表第 2－1（食物栄養学科）及び別表第 3－1（幼児教育学科）のとおりとする。

2 授業科目の履修方法は、別に定める。

(卒業資格)

第 4 条 本学を卒業するためには、2 年以上在学し、次の単位を修得しなければならない。

学科	教 養 科 目			専 門 教 育 科 目			合 計
	必修科目	選択科目	小計	必修科目	選択科目	小計	
総合生活学科	5 単位	7 単位以上	12 単位以上	20 単位	30 単位以上	50 単位以上	62 単位以上
食物栄養学科	9 単位	3 単位以上		1 単位	39 単位以上	40 単位以上	
幼児教育学科	5 単位	7 単位以上		37 単位	13 単位以上	50 単位以上	

(免許及び資格取得)

第 5 条 次の免許及び資格を取得するための授業科目の履修方法は、別に定める。

- (1) 栄養士免許
- (2) 食品衛生監視員資格（任用資格）・食品衛生管理者資格（任用資格）
- (3) フードサイエンティスト資格
- (4) 保育士資格
- (5) 情報処理士資格
- (6) 秘書士資格・上級秘書士（メディカル秘書）資格
- (7) 介護職員初任者研修課程修了資格

(8) 食生活製菓マスター資格

(9) 栄養製菓マスター資格

(履修の年次)

第6条 授業科目の履修は、原則として、当該学生の年次又は下位の年次に開講された科目を履修しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると教授会において認められた場合は、短期大学部部長の承認により、上位学年の授業科目の履修を認めることができる。

(履修科目の登録)

第7条 授業科目を履修するためには、所定の期間中に所定の手続きにより、履修の登録をしなければならない。

2 授業科目を再履修するときは、所定の期間中に所定の手続きにより、履修の登録をしなければならない。

3 正当な理由なく、所定の期間中に履修の登録をしない者は、履修することができない。また、履修の登録をしていない授業科目は、履修することができない。

(履修科目の登録の上限)

第7条の2 履修科目として登録できる単位数は、年間 49 単位を上限とする。ただし、集中講義を履修する場合は、上限を超えて登録をすることができる。

(履修科目の変更、追加及び辞退)

第8条 履修の登録をした授業科目については、原則として、変更、追加及び辞退をすることはできない。

(標準単位数)

第9条 学生の履修状況の目安として標準単位数を定める。標準単位数とは、卒業必要単位数から修業年限を除し、申請者の在学年数を乗ずるものとする。

(単位の認定)

第9条の2 所定の手続きを経て授業科目を履修した者に、学則第 23 条に基づき、学力試験の結果その他により認定の上、単位を与える。ただし、出席が全授業時数の3分の2に達しない者は履修した者と認めない。

(進級要件)

第9条の3 1年次において、教養科目、専門教育科目を合わせて原則として修得単位数が標準単位数の2分の1を超えて修得すること。

2 1年次後期成績確定後において、前項の修得単位等を踏まえ進級判定を行い、該当しない場合は進級することができない。

3 前項の進級要件に達しない者に対しても、教授会の議を経て進級を認めることがある。

(成績評価等の確認)

第9条の4 学期毎に成績が確定後、教授会において学生の成績評価等の確認を行い、必要に応じて学生の指導を行う。

(除籍者の単位の取扱い)

第 10 条 授業料等の未納により除籍された者については、当該未納に係る学期の履修科目の単位は認めないものとする。

(欠席及び遅刻)

第 11 条 授業に欠席しようとする場合は、事前に所定の欠席届を提出しなければならない。また、事前に届け出ができず、病気その他やむを得ない理由により欠席した場合は、事後 1 週間以内に所定の欠席届を提出しなければならない。

2 病気のため 7 日間以上欠席した場合は、医師の診断書を添えて、所定の欠席届を提出しなければならない。

3 「学校保健安全法に基づく感染症による出席停止」は、所定の手続きを経て、通常の欠席と区別するものとする。

4 授業への遅刻は授業開始後 20 分以内とし、それ以後の入室は欠席として取り扱う。なお、「遅刻 3 回」は「欠席 1 回」に該当するものとする。

(所管)

第 12 条 この規程に関わる事務の所管は、大学事務部教務課とする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て短期大学部部長が行う。

附 則

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 「履修規程」(昭和 54 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程による改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、平成 26 年度入学者から適用し、平成 25 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程による改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、平成 27 年度入学者から適用し、平成 26 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程による改正後の第 7 条の 2 の規定は、平成 28 年度入学者から適用し、平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 29 年度入学者から適用し、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 30 年度入学者から適用し、平成 29 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 31 年度入学者から適用し、平成 30 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 4 年度入学者から適用し、令和 3 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 5 年度入学者から適用し、令和 4 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 6 年度入学者から適用し、令和 5 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 8 年度入学者から適用し、令和 7 年度以前の入学者については、なお従前の例による。